

政策研修リポート①

この三月に二年間の大学院生活を終え、二人の派遣生が職務に復帰しました。今回は東京大学大学院で情報公開制度を中心とした研究してきた派遣生からその成果を報告します。また、川崎と縁の深い、お隣りの国を舞台とした「海外研修」の新鮮な体験リポートを送ります。

今年度新設した政策課題研修では「成熟都市の都市経営」をテーマに低成長期における都市経営のありかたを考察しました。

研修に参加したアドバイザーの一人からその研修報告をします。

情報公開制度と、利害関係人の権利利益の保護

意思形成過程情報を中心とした研究

総務局人事部職員研修所（東京大学大学院派遣）

神保聰

1 はじめに

主として情報公開制度について学んだ二年間の大学院生活を締めくくるリサーチペイバー（修士論文）のテーマを標記のように設定したのは、次のような問題関心による。

情報公開制度は、国民主権・民主主義の原理に基づき、行政への参加・監視に資するという公益的・客観的な制度として捉えられる傾向があるが、実際には当該情報に利害関係を有する者から、権利利益保護の目的で公開請求がされるケースも見られ、主觀法的側面も有している。例えば、いわゆる迷惑施設の建設に関し、建設予定地の周辺住民が、この建設事業に係る公文書の公開を請求し、入手した情報を基に攻撃・防衛の手段を講ずるといったように、利害関係情報の公開の要請

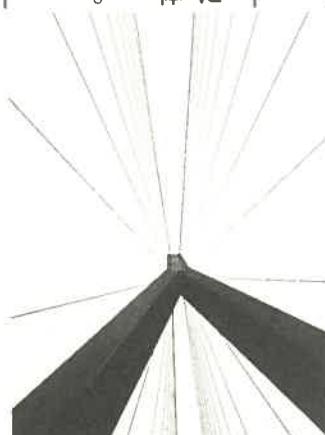
は、自治体の多くの事務事業に関して考えられる。

行政手続法（条例）は不利益処分手続の中に文書等閲覧請求の制度を設けたが、行政の行為形式が多様化している現状では活用の機会は少なく、参加手続としての役割が期待されることは、決して特殊例外的なことと考えるべきではない。行政手続法制における利害関係人のみに対する情報開示に比べて、情報の量や詳しさの点で劣るとはいえ、請求目的や利害関係の有無等の個別判断を要さず広く利用できる

情報公開制度の意義は大きいと言わなければならぬ。

利害関係人の権利利益保護を目的とした情報公開制度の利用を、右に述べたように、行政手続法の未整備を補完するものなどとしてではなく、より積極的に捉えることはできないか。また、とりわけ行政の最終的な意思決定に至らない段階での公開即ち意思形成過程情報の公開をめぐる問題を中心に考える

※ 参照した文献は多数に上るが、紙幅の都合上、掲載は省略する。
また、本稿の基になつたりサーチペイバーに関する事は、東京大学大学院の日比野勤・宇賀克也・兩教授の御指導に負うところが大きいが、本稿執筆時点ではリサーチペイバー本体は最終稿まで至つておらず、今後若干の修正の可能性もあることをお断りしておきたい。



手した情報を基に攻撃・防衛の手段を講ずることで、住民のニーズに適合する新たな運用のしかたや制度化の可能性が見えてこないだ

き。権力の受託者であることからすれば、その保有する情報は本来、国民・住民の共有財産である。

行政処分をはじめ、行政の行為形式は様々だが、いずれも行政の意思決定という点で共通しており、利害関係人にとって、その行為形式が何であれ、意思決定前に関係情報を入手することが、自己の権利利益保護のためには不可欠である。行政機関は国民・住民の権力の受託者であることからすれば、その保有する情報は本来、国民・住民の共有財産である。

以下、リサーチペイバーから要約した記述を中心には、未熟ながら私なりの見解をごく簡単に述べてみたい。

2 「意思形成過程情報」という

概念と条例の規定

意思形成過程情報とは、「ある事務事業について、行政機関の最終的な意思決定の前に、当該意思が形成されていく途上において生じる各種の事案に関する情報」と定義することができる（意思決定過程情報ともいう。本市総務局編『情報公開ハンドブック（改訂版）』一〇〇頁にも多くの事例が類型的に紹介されているが、一例を挙げれば、ダム建設事業に係る建設予定地の地質調査資料などが典型的）。実際の意思形成過程は事務事業の性格に応じて多様である。個別の公文書について、意思形成への支障から非公開とすべきかどうかは、当該意思形成の性格、意思決定までのプロセス等を念頭において判断しなければならない。また、意思形成が進むにつれて文書の性格も変わっていくことに注意しなければならない。

地方公共団体の情報公開条例には、決裁等の内部的な事務手続を経た文書のみを公開の対象としているところが多いが、決裁は形式的な意味しかもたないことも多く、もともと文書管理規程という訓令上のものであり、決裁文書に限らず、文書に記された情報の性格から公開の是非を判断すべきである。意思形成過程情報の場合は特に適時に公開することが要請され、決裁の有無にこだわるのは適当でない。

住民に限らず当該地方公共団体に利害関係を有する者に情報公開請求権を認めている条

例が多いが、利害関係の有無の判断が実施機関に委ねられている点で問題がある。特に意思形成過程情報の場合、将来実施される事務事業に係る利害関係の有無の判断は困難なことが多い。地方公共団体の施策の広域化や情報の流通範囲の拡大といった観点のみならず、利害関係人の権利利益の保護にも資する点で「何人」型が望ましい。

非公開事由としての意思形成過程情報該当性には、「審議、検討、調査、研究等の意思形成過程に関する情報」という形式的要件と、「公に対することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障を生じると認められる」という実質的要件がある。前者について、「意思形成過程」という概念自体が曖昧であるとの批判もあるが、行政の行為形式が多様化し、意思形成も様々なものがあるので、「意思形成過程」という文言を用いてこれを広く捉えようようにするのがむしろ望ましく、後者の判断に重きをおいて非公開の範囲を絞り込むべきである。

意思形成過程情報の公開の必要性を強調し、意思形成過程と執行過程との区別が困難であることを理由に、両者ともに行政運営情報としてとらえ、意思形成過程情報という独自の非公開事由を不要とする見解があるが、最終的な意思決定に至らない情報を広く意思形成過程情報と解すれば区分は可能であるし、非公開により保護されるべき利益は事務事業の執行情報とは異なり、独自の非公開事由とする意義があるのではないか。

合議制機関情報を独自の非公開事由として定める条例もあるが、情報の内容を問わずに合議制機関の規程や議決で一律に非公開とする点で問題がある。意思形成過程情報や事務事業執行情報等の非公開事由で十分対応できる点で問題があるが、本判決の立場は妥当と考える。

きよう。

3 非公開決定をめぐる訴訟と意思形成過程情報の公開

非公開決定の取消を求める訴訟では、原告（請求者）の勝訴率が高く、また、利害関係情報に関するものも少なくない。判例は、情報公開請求権について、憲法二二条等から直接導くことはできず、立法により具體化される抽象的権利とする見解にたつが、憲法二二条等で保障された「知る権利」との繋がりを意識するものと、いかなる情報を公開するかは立法政策の問題であるという点を重視するものとに大きく分かれれる。

意思形成過程情報等の行政運営上の情報に関する非公開条項の解釈基準を示した判決がいくつかあるが、中でも大阪地判平成元年三月一四日（判時一三〇九号三頁）は、「知る権利」との繋がりを意識して非公開事由を限定的に解するための詳細な基準を提示し、注目される。条文の解釈として不自然で、踏み込み過ぎだとの批判もあるが、行政の事務事業は多様化し、関係情報の公開による支障・弊害も様々であるから、非公開事由を細かく規定し尽くすことは不可能で、抽象的・包括的な定めにならざるを得ない。非公開とすることができる情報を最小限に止めるべきことが憲法上の要請であることは疑いなく、各地方公共団体の立法政策であることを重視して文理解釈に終始すれば非公開の範囲が不当に広がるおそれもあり、本判決の立場は妥当と考える。

意思形成過程情報該当性が争われた各判決を見ると、実施機関側も裁判所も、意思形成過程の範囲がどこからどこまでなのか、明ら

かにしてはいない。公開することにより生じる支障について、実施機関側に立証責任を負わせる判決が目につくが、意思形成過程の範囲や意思決定までのプロセスを明らかにすることにより、具体的な説明ができるのではないか。これらは、請求した情報自体は公開されなくとも、利害関係人が攻撃・防御の手段を講じたり意見を述べるなど、権利利益保護の観点からは本来、是非とも訴訟に及ぶ前に明らかにされる必要があると言うべきであろう。

かにしてはいない。公開することにより生じる支障について、実施機関側に立証責任を負わせる判決が目につくが、意思形成過程の範囲や意思決定までのプロセスを明らかにすることにより、具体的な説明ができるのではないか。これらは、請求した情報自体は公開されなくとも、利害関係人が攻撃・防御の手段を講じたり意見を述べるなど、権利利益保護の観点からは本来、是非とも訴訟に及ぶ前に明らかにされる必要があると言るべきである。

4 むすびにかえて

「意思形成過程情報該当性の判断と制度運用」

意思形成過程情報該当を理由に非公開とする場合には、そこでいう意思決定はどのようにして、意思形成が進んでいるのか、いつ、どの段階で公開できるのかを、非公開理由の中できる限り明らかにすべきである。また、非公開条項の解釈は前記判決のように制度趣旨を踏まえて限定期に行うべきであり、細かい

文言の違いにこだわって自治体ごとに運用がまちまちになつてはならない。
今日、行政の最終的な意思決定に至るプロセスを明らかにすることや、最終的な意思決定に至らない意思形成過程情報をできるだけ公開すべきことは、自治体のあらゆる事務事業について要請されるであろう。これらの要請を情報公開制度の運用や新たな制度化によって満たしていくことが、利害関係人の権利利益保護に資すると考えられ、また、情報公開制度をより住民に身近な利用しやすいものにすることができるものと思われる。

政策研修リポート②

韓国・自治体との交流への期待

はじめに

一九九七（平成九）年度から海外派遣研修の訪問先に加えられた韓国で、今後の自治体・市民間交流をすすめるために、地方自治の現状と市民活動について訪問調査をした。

1 富川市と 市民・職員交流の意義

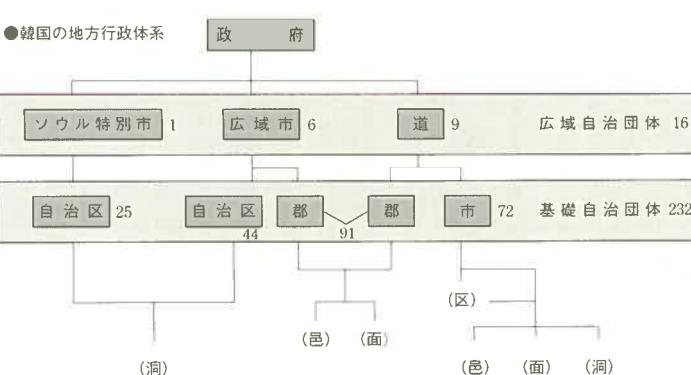
でき、一職員として、今後の交流事業への課題と具体的な人的交流の糸口を発見できたようだ。

に川崎区桜本商店街が商店街の活性化を求めて、富川市内の遠美市場（ウォンミンシジャン）との交流を始めたことが直接的なきっかけだったといわれる。

川崎市の場合は、在日韓国・朝鮮人市民の多住地帯であったことも大きい。市政において、戦後、在日韓国・朝鮮人の存在は、多様な市民の共生を探る大きな力となつた。現在の川崎市は、全国の自治体のなかでも、外国人施設について先進的な都市と評価を受けている。

富川市	
人口	一七九万五千人
面積	五三・四五平方キロメートル
位置	ソウルと仁川の間
行政区	三区
基礎自治体	二三八
行政区	七区
面積	一四二・三五平方キロメートル
位置	東京と横浜の間に位置する
政策	臨海部が重化学工業を中心と発展

塩谷 葉子



例えば、外国人の国民健康保険の加入や外国人登録時の指紋押捺問題についての配慮、「在日外国人教育指針」の制定、最近では、市職員採用の国籍条項撤廃、「外国人市民代表者会議」などである。

このような施策展開がされたのは、在日韓国・朝鮮人市民の粘り強い働きかけが大きかった。特に、九六年スタートした「外国人市民代表者会議」では、外国人市民が主体的に参加し、多様な市民が参加する共生のまちづくりをめざすものとして日本人社会への影響も大きい。そして、地域の国際化が進むことにより、外国都市との交流事業も質的に変化した。実際に協力して事業を行ったり、日常的に地域のまちづくりへ生かそうとする動きが増えている。国内における外国人施策と国外の国際交流が相関してきた。

韓国側では、九五年地方自治体首長の選挙が三五年ぶりに再開された。地方自治の再スタートにより、地方自治制度の充実のために、研究者・自治体職員・市民の日本の自治体研究がさかんになった。川崎市は日本の自治体のなかでも、独自の政策を展開してきた自治体として注目されている。また、民選首長による新しい事業として、国際交流事業は市民に人気があるので各地で活発になつた(注1)。

今後の、川崎における韓国・自治体との交流は、地域社会の国際化を深め、顔の見える市民・職員の交流を中心に、ともに地方自治と市民参加をすすめるパートナーとなる期待がある。

2 = 韓国的地方自治の動き

韓国の地方自治制度は、四八年に制定され、憲法規定に基づき四九年地方自治法が制定された。五一年に地方議会議員選挙が初めて

実施されたが、六一年の軍事クーデターによる地方議会の解散以降、地方自治体の首長はすべて中央政府の任命制にし、地方自治の施行を留保した。国民の民主化運動を経て八七年大統領の民主化宣言の後、留保条項の削除と地方自治法の改正(注2)を経て、九一年基礎自治団体・広域自治団体の地方議会議員選挙、九五年基礎自治団体・広域自治団体の首長・地方議会議員選挙の四大統一地方選挙が行われた。現在ようやく地方自治制度が整い、民主主義を実質化するための課題へと進んでいるところである(注3)。

地方議会が開かれ、自治体首長が住民の選挙で選ばれることによる変化は市民参加をすすめる視点から大きい。一つは、自治体が住民を強く意識するようになつたことである。

「民願処理制度」(注4)は行政事務を住民サービスとして積極的に位置づける象徴的な制度だ。広報・公聴機能にも力を入れ、一步進んで、住民参加制度を条例制定する自治体もある。しかし、住民に人気のある事業として、テーマパークの開発などの派手な費用のかかる事業が増えるなどの問題もある。

二つめは、自治体が国に先行した施策を採用するようになったことである。川崎市のオブズマン条例は、富川市を始め韓国の中多くの自治体のモデルになつていている。また、情報公開制度も水戸市の条例を参考に、九一年清州市で初めて制定され、九七年四月までには、全国二四五自治体のうち約七割の一七八自治体が条例を制定した。九六年、韓国国会はアジア初の情報公開法を制定した。自治体の条例化が国の法制化を促したものである。

三つめは、行政と市民団体との協力的な関係が進んだことである。自治体だけでなく市民団体側も、反対するだけでなく提案したり、

参加する運動に転換している。富川市でも、政策研究やボランティアセンターの運営など

韓国全南大学行政学のオ・ジエイル教授は、韓国地方自治の再整備について、次の課題を挙げている。

第一、市民意識の高揚(納税者・主人の意識)

第二、地方行政組織の再編(中央から住民本位)

第三、自治体職員の意識の交換(権力者から奉仕者へ、末端職員から先端職員へ)

第四、地域固有の政策の樹立(地域の資源と特色を生かした地域の総合計画)

第五、市民参加の制度保障(情報公開制度の充実化と市民参加の制度化)

そして、これらの実現のために市民団体の役割が大きいという。

3 = 地方自治と市民運動

軍事政権時代は、労働問題、公害問題、農業問題などあらゆる社会運動にとって一つの目標は民主化であった。八七年の民主化宣言以降、具体的な民主主義の実践を求める市民運動に変わつていった。地方自治についても、市民参加をすすめる市民運動の果たす役割は大きい。代表的な市民団体に、各地のYMC A(キリスト教青年会)や「参与民主社会市民連帯」、「経済正義実践市民連合」などがあり、地方自治の推進を活動内容としている。活発な市民運動団体は、全国に関係団体があるなど、組織化とネットワークに積極的である。市民団体は、中央・地方政府の働きかけだけでなく、オ・ジエイル教授の第一の課題、市民の意識化についても活動している。

注1 日韓姉妹友好

アーレポート

都道府県・政令市・特別市・道・広域市

(七・二二)

市町村・市郡区(五一~六七)

(附)自治体国際化協会ソウル事務所クレ

都道府県・政令市・特別市・道・広域市

(九五五年選挙後、川崎市と中

國・ハルビン市と姉妹都市提携をした。

都農分離型都市からの反対)

地方法規の導入

(住民投票に対するかどうかは自治体首長の判断)

都・農複合形態の地方自治団体(市)の設置

参与民主社会市民連帯が行っている「アパート共同体運動」は、ソウル近郊の都市の高層団地（アパート）における自治会づくりや権利問題の学習活動である。地方自治への市民参加について、まだ市民の意識が弱いということもあるという。そこで、都市における地域共同体を意識して、自治の経験づくりを行うというものだ。

「光州YMCA市政チギ（＝市政を守る）団」は、地方自治の制度化に合わせて光州YMCAで設立された主婦中心の活動である。会員は一六名だが、市民の市政参加をめざして積極的に活動している。活動は、市政に対しての調査、議会の傍聴、「住民自治」の共同学習会の開催、全国の市民運動との連帯などである。九七年には、川崎を含めて日本の地方自治の先進事例を研修した。地域の地方議会の議員や研究者、行政の職員など地方自治をめぐるさまざまな層が参与し、主婦の活動に期待を寄せている。

4 川崎らしい交流をすすめるために

国際交流事業が各都市の特徴を生かした実質的な交流の段階に入るとき、韓国自治体との川崎らしい交流とはどんなものだろうか。それは、国に先行する自治体型行政と市民参加のまちづくりをすすめるための政策交流であると考える。

すでに、環境基本条例や、オンブズマン制度等、川崎のモデルが韓国で紹介採用されてきた。それを一方ではなく、今後は協力しながら意見交流をしていきたい。現在、「外



外国人労働者を支える活動（城南市住民教会）

（光州YMC A市政チキ（Ⅱ市政を守る））は、地方自治の制度化に合わせて光州YMC Aで設立された主婦中心の活動である。会員は一六名だが、市民の市政参加をめざして積極的に活動している。活動は、市政に対する調査、議会の傍聴、「住民自治」の共同学習会の開催、全国の市民運動との連帯などである。九七には、川崎を含めて日本の地方自治の先進例を研修した。地域の地方議会の議員や研究者、行政の職員など地方自治をめぐるさまざまな層が参与し、主婦の活動に期待を寄せている。

4

国際交流事業が各都市の特徴を生かした実質的な交流の段階に入るとき、韓国自治体との川崎らしい交流とはどんなものだろうか。それは、国に先行する自治体型行政と市民参加のまちづくりをすすめるための政策交流であると考える。

國人市民代表者会議」や「区づくり白書」など、川崎では、市民と職員がまちづくりへの参加と合意形成のために実践している。似通つた都市問題があり、互いの施策は多様な市民社会を考える上で参考になるだろう。

そのためには、具体的な情報交換が行われる必要がある。韓国は最も近い国であるのに韓国で日本の情報の多さに比べて、日本では具体的な情報が少なく韓国語を学ぶ人も少ない。そして、「人」の交流が中心になる。職員については、海外派遣研修制度や九八年五月から始まる一年間の職員交流制度などを生かしたい。

それは、これまでの日韓の歴史認識のずれや相互の不信感や誤解から、具体的な理解を経た市民間の交流につながるだろう。特に日本社会の国際感覚により影響を与えるだろう。



富川市庁職員と

どおりの行つたり来たり、「やりとり」の交流関係を体験した。富川では、これまでの多くの市民・職員の相互訪問により得てきた地域への理解が研修の材料であった。川崎との関係を富川の方から見ることができた。初めての光州では、川崎を視察した市民グループを反対に訪問し、韓国の市民活動の動きを追うことことができた。オ・ジエイル教授には、光州地域の複数の市民活動を紹介いただき、市民団体の協力関係や地域の歴史との関係、具体的な日本との違いなどを教えていただいた。そして、川崎市の職員自主研修発表大会では、オ・ジエイル教授を韓国からお呼びして、地方自治と市民参加についての講演とディスカッションを行い、海外派遣研修の経験をもとに、職員の間に政策交流を提起した。海外派遣研修をとおして、研修後の課題と新たな交流関係を得られたことに感謝したい。

行政規制及び民願事務基本法（九三年布定）
「民願」とは、住民が行政機関に対する手続
き一般をいう。住民サービスの意味。
①行政規制緩和の一般的根拠法としての性
格
②行政規制緩和に関する行政法的性格
③不服・苦情・民願に関する行政手続(き)に關
する種の行政救済法的性格を持つて
いる。

八九・二	九一・三	九五・六
治正常化	地方自治法改正（自治	の長と議員の選挙）
の規定	基礎自治体の議会議員	の選舉実施
の規定	の選舉実施	広域自治体の議会議員
の規定	の選舉実施	の選挙実施
の規定	四大地方選挙実施	公選された首長就任
の規定	（自治総研一九六六年五月号「韓國の地方	（自治制度の歴史と課題」オ・ジエイル）

二二

六〇・四・一九 学生革命（第一共和国崩壊、第二共和国誕生等）

六一・五・一六 基礎自治体の長の任命制

六二・一・一 議会の不信任制の採択

七一・一〇・一七 地方自治法の（自治体の長の公選制等）

九 パク・チヨンへ軍事クーデター

地方自治に関する臨時措置法制定

七九・一〇・二六 地方自治法改正（いわゆる維新憲法、強力な軍事体制構築、大統領の間接選挙）

八〇・五・一七 チヨン・ドファンら軍事クーデタ

一八 暗殺

光州民衆抗争（いわゆる光州事件）

八四・一 から野党間で一九八七年地方自治実施への合意

八五・三・二九 地方自治制実施研究委員会発足

八八・四 地方自治法全文改正（地方自治法廃止、地方自

求められる行政評価 システムの導入

政策課題研修「成熟都市の都市経営」に参加して

総合企画局企画部企画調整課主査

伊達知見

1 はじめに

政策課題研修「成熟都市の都市経営」がたいへん興味深い成果をのこして終了した。この研修は平成九年度からスタートした特別研修で、さまざまな領域の事業の評価をしながら、今後の都市経営を展望しようというものだった。各局から参集した若手職員を中心にして熱のこもつた論議が展開し、アドバイザーとして参加した私にとっても、今回のテーマについての理解を深めることができた。今後の業務に役立てていきたいと思う。そこで、この研修を通して浮き彫りになつた問題点と今後の課題を整理してみた。

2 研修の枠組

研修においては、川崎市を取り巻く状況をつぎのように考え、見解の統一を図り、分析の枠組みを定めている。すなわち、高度成長の時代が終焉し、大型公共事業や民間プロジェクトの

エクトによる経済効果や開発利益に伴う市税の増収などを容易に期待できなくなつたこと。これと相まって、厳しい財政逼迫の下で、多様な行政ニーズに、より効率的に対応していくことが、社会的に強く求められてきている。

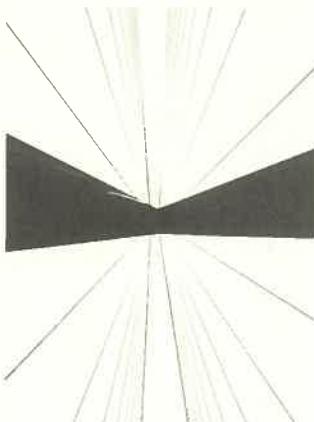
一方、川崎市はこれまで都市集積の恩恵を受けることのできた成長都市の一つであつた。ところが現在では、都市経営が難しいと言われる成熟都市に急速に変化しつつある。このような認識に基づいて、川崎市の施策を再評価してみると、このために、今後の財政状況を予測した上で、川崎市が実施している事業の中から、できるかぎり広範囲な分析し、政策を評価することによって、低成長期における都市「経営」のあり方を考察するものであつた。

3 成熟時代の行政システム

研修においては、川崎市を取り巻く状況をつぎのように考え、見解の統一を図り、分析の枠組みを定めている。すなわち、高度成長の時代が終焉し、大型公共事業や民間プロジェ

事業の評価方法としては、各事業に対しても、経済波及効果や税率効果について貨幣換算による定量的評価を試みた。また、個々の事業の特性に応じた定量的、定性的な評価項目も設定して分析してみた。それぞれの評価結果は、事業の特質を表現することに成功しているが、全体像を評価するまでは至らなかつた。この点は制約のある中で行つた研修の限界であつた。しかし、政策の合意形成過程におけるコミュニケーション・ツールとして、十分効果を發揮することができるものとなつてゐる。これらの課題としては、このような事業評価を行政としてどのように受け止めて、成熟都市にふさわしい行政の仕組みづくりにつなげていくかだろう。

解決すべき課題の視点について整理すると、
 ①これまでの社会資本整備の不効率の是正と
 公正性の確保、②政策立案における合意形成
 システム、③分権型自治体への対応、④財政
 制約と効率的整備、をめぐる課題があげられ
 る。このような行政における課題をどのように
 克服して、新しいビジョンを示すかが問わ



れるのだ。

4 これまでのプライオリティー

を変えるもの

—新たな行政ニーズと大胆な政策転換

このためには何を捨てて、何を拾うかを判断していかなければならない。市民に対するサービス水準を低下させずに、新たな行政ニーズに応える方策はあるだろうか。そのためには、事業をできる限り定量的にとらえ、事業のもたらす効果の帰着をつきとめ、ターゲット化してモニタリングする。しかも、効果の帰着先から見た指標に転換していくことが重要だ。その上で、事業のプライオリティーづけをしていくことだ。その時には局部間で競争するプロセスも必要かもしれない。

別の言い方をすれば、これまでの量的目標である供給量の指標から、質的充実のために社会的価値を重視した指標に転換することである。例えば、下水道の指標では人口普及率を中心から環境中心の指標に転換すべきだ。下水道を整備していく時代には適切な指標だったが、大都市ではこの指標の役割は終わつたといえる。しかも、人口普及率は下水道の本来の役割である公衆衛生の社会的価値を表わす指標としては不適切だろう。今日では、都市の水循環、防災、情報ネットワークの基盤施設などの下水道が担う多様な役割を指標化し、経営管理の指標とあわせて、これまで見えていた下水道による「受益と負担」の構造を明らかにし、下水道の将来のビジョンを示していくことである。このような価値の転換から事業を再構築していくことが、これまでのプライオリティーを変え、大胆な政策転換につながるものと考えるからである。

これが実現できないと、目標と理念と効果の曖昧な事業の再生産のサイクルを断ち切ることはできないだろう。これまでの社会資本ストックをどう評価し、どのような追加的な投資をすることが、最も効果を發揮する事業選択になるかを考えることである。「成熟都市」を考えることは、まさにこのことなのである。

これが実現できないと、目標と理念と効果の曖昧な事業の再生産のサイクルを断ち切ることはできないだろう。これまでの社会資本ストックをどう評価し、どのような追加的な投資をすることが、最も効果を発揮する事業選択になるかを考えることである。「成熟都市」を考えることは、まさにこのことなのである。

5 現実を踏まえた仕組みづくりが鍵

5

現実を踏まえた仕組みづくりが鍵

現在、国や地方で事務事業を評価する試みが盛んに行われている。いま、川崎市で検討している仕組みは、評価の目的と対象によって、評価手法を分類している。まず、個別事業に対する事前評価、つぎに経常事業の評価、さらに政策目標の設定や達成度をみる政策評価などに分けて、それぞれを相互に連携させながら、事務事業と政策を評価していく仕組みを考えていて、その全体像を「行政評価システム」と呼ぶことしている。

この新しい行政評価システムのめざすところは、計画立案の段階から正当性、公正性及び効率性と、そのうえ公開を前提にしている。したがって、現時点での適用は限定的にならざるを得ない。なぜなら、事業の中には、立案の経緯や手続きの過程が不明確なもの、情報の透明度の差違、利害関係者間の調整が複雑なもの、政治問題が絡むもの、経緯が複雑で容易に評価に結びつかないものなど、行政内部で克服すべき課題が山積しているからだ。

従来は官僚制のなかでできたことが、今度は待ったなしで迫つてくる分権化の中で、それを地方自治体の自らの力でやらなければいけない。自治体の行政能力を問われる局面である。行政評価によって、今までの問題にどういう答えをだしていくか。二一世紀の地方自治体にとって、眞の意味での分権化を実現する鍵となるものだ。

今回の研究成果を踏まえて、参加者はそれぞれの職場で新しい社会システムづくりの中心になつて活躍されるものと期待します。最後に、研修生の皆さんに感謝するとともに、先進的な研修を企画された職員研修所に敬意を表するものです。

てもワークしていかないだろう。このことが成否の第一の分かれ目になるだろう。

そのためには、「時のアセス」のような時間という尺度で事業を再評価する仕組みで、これまでの事業をふるいにかけることも必要だろう。つぎに、分析枠組みが理論的にも実務的にも確立している事業から始めるなど、準備の整つたところから取り入れていく以外はない。

6 おわりに

6

おわりに

「成熟都市」の都市経営へのパラダイム・シフトの第一歩は、行政評価システムの導入にあることは間違いない。このシステムの確実な実行を担保するものは、何よりも意思決定過程の透明性の確保だ。すなわち、事業立案において、行政内部はもとより、多様な関係主体をまじえた合意形成の新たな枠組みの構築にある。この枠組みが成熟都市における「成熟した」市民活動とともに構築する新しい社会システムと言える。

従来は官僚制のなかでできたことが、今度は待ったなしで迫つてくる分権化の中で、それを地方自治体の自らの力でやらなければいけない。自治体の行政能力を問われる局面である。行政評価によって、今までの問題にどういう答えをだしていくか。二一世紀の地方自治体にとって、眞の意味での分権化を実現する鍵となるものだ。

今回の研究成果を踏まえて、参加者はそれぞれの職場で新しい社会システムづくりの中心になつて活躍されるものと期待します。最後に、研修生の皆さんに感謝するとともに、先進的な研修を企画された職員研修所に敬意を表するものです。

市民と行政の協働による「森づくり」のために

「生田緑地の雑木林を育てる会」の活動から

元・多摩区区づくり白書策定委員会委員長

中島光雄

私たちの活動は、多摩区「区づくり白書」の提言を実行に移したもので、「生田緑地の雑木林を育てる会」の活動を語るうえでは、どうしても、生田緑地の整備計画のことや、岡本美術館をめぐって、どのような議論がかわされたかを語らざるを得ません。これまでの経緯をたどつてみたいと思います。

(1) 「アーバンリゾート・パーク整備計画」と岡本美術館

川崎市最大の都市公園、生田緑地^(注1)、⁽²⁾、⁽³⁾は、川崎市民の貴重な財産であると同時に「水と緑を育てる、出会いと学びの区」、多摩区のシンボルでもあります。平成九年四月、この生田緑地をフィールドとして、「雑木林を育てる会」がスタートしました。これは、多摩区区づくり白書^(注4)の提言を実行に移したもので。

生田緑地では、不幸にして、市民と行政の係争が続けられています。ですが、本来、森を愛し、森を育てる心にかわりがあるとは思いません。市民と行政が森づくりを通じ、もう一度、この地で手をとり会うことと希望しています。私たちがめざすものは、市民と行政の協働作業によるお互いの信頼関係の再構築です。私たちのささやかな運動が多く人の心に届くことを念願しています。

生田緑地の植生を守るために、いま森林を守るために、いま森林を守っています。

1 岡本美術館をめぐつて 「区づくり白書」の位置

この整備計画が進められているさなか、

山に展望台の改築を含む「柏形山広場の整備」です。

平成五年七月一日に「仮称岡本美術記念館建設基本計画」がまとめられ、建設用地を生田緑地とすることが発表されました。記念館建設に対しても、「生田緑地百年広場の設置」との計画上での整合性や、建設地の決定過程に瑕疵があつたのではないかと、市民団体の反対運動がおこり、生田緑地内で二回の建設地変更はありましたが解決に至つていません。平成九年一月、市民団体は「川崎市生田緑地岡本美術館建設公費違法差し止め事件」として、横浜地方裁判所に提訴し、現在係争中です。

(2) 「区づくり白書」の位置

多摩区の「区づくり白書」策定においても、「岡本美術館建設」は大きな争点でした。テーマ別区民討論会、まちづくりシンポジウムなど、区民から活発な意見がかわされました。絶対反対から早期建設を望む声まで、一人ひとりの市民の夢や思いは「岡本美術館建設」を巡つて大きくわかれます。私たちは、緑の分科会、全体会議で何度も議論し、策定委員の中にも賛否両論があり結論には至りませんでした。

「区づくり白書」を手にとつてみてください。そこには、「岡本美術館建設」について一言も述べてありません。私たちが、「岡本美術館建設」についての様々な議論を書き込まなかつたのは次のようない理由があります。

第一は、「区づくり白書」は市民と行政

の噴水広場を中心に何の建物もない広場

を建設することでした。もう一つは、柏形山に展望台の改築を含む「柏形山広場の整備」です。

の協働作業による、多摩区の将来像を描くものであり、市民意見も多岐にわかれ行政との関連も定まらないことについては、記載しないという原則にたつたからです。

第二は、このことが一番大事なことと思うのですが、将来のことをきちんと提示したかつたからです。行政批判に終始せず、市民として新しい方向性を導き出すこと、これが、「森林ボランティア」による信頼の場づくりの提言です。

「区づくり白書」提言の「早期に実現し

たい重点項目」をご覧になつてください。

この一五項目の一つに、生田緑地の保全と活用を市民参加で進めることという提言があります。これは、「生田緑地の自然生態系を維持し、市民の自然学習の場とする」と、目的とし、このために、「森林の維持・管理にかかる森林ボランティア組織」することを打ち出したものです。森林ボランティアの活動を通じ、生田緑地のあり方を市民と行政が話し合い、今後の保全と活用を図るとしています。

ここまでお読みになつて、どのような感想をもたれたでしょうか。そして、「区づくり白書」策定に携わった私たちの苦悩や困惑、そして、夢や希望がよく伝わったでしょうか。もう一度、市民と行政が生田緑地で手をとりあうこと、森づくりを通じて信頼関係の再構築を図ること、ここにこそ、「区づくり白書」の意義はあるのではないでしょうか。

2 森林ボランティア活動始まる

(1) 準備作業—行政との連携

前述の提言を実践する「生田緑地の雑木

林を育てる会」は、平成九年四月に結成されました。ボランティア活動を始めるにあたり、多摩区役所区政推進課や北部公園事務所の職員の方々と意見交換をし、活動内容の確認を行っています。

発足時の会員は一八名、活動日は毎月第二、第四日曜日の九時から正午までです。四月から八月までは準備期間として、北部公園事務と作業場所、範囲、方法など入念な打合せをしました。平行して、青少年科学館の「自然環境調査団」に作業区域の植生調査（下草刈り前と下草刈り後の植生変化）を依頼しました。また、明治大学の倉本宣先生をお招きして、雑木林の整備、保存の勉強会にも参加しています。

「下草刈り」にはこのように、たくさんの方々と協力して、今後の方針と課題を整理してみます。

会員の熱意で会活動が続けられていくことに確信を得ました。三月初めの会員は二五名になりました。二年目は公募も含めて会員増や活動の拡大を図ることとします。

今後とも、北部公園事務所の皆さん、区政推進課や青少年科学館の職員、「自然環境調査団」の方々と密接に連携して作業を進めています。また、市職員のボランティアの方々とも「森づくりの夢」を共有しながら、活動を続けたいと思います。さらには、周辺町会との協力関係を密にして、会の実力を養い、活動の幅を広げたいと思います。

(2) 下草刈り—和氣あいあい

市民参加で

九月から、自然探勝路の上の芝生広場周辺の下草刈り（アズマネザサ主体）から作業を始めました。本年三月下旬までに、芝生広場周辺約二、〇〇〇m²、戸隠不動跡地約一、〇〇〇m²の下草刈りと、不要常緑樹や枯れ木の除伐、山掃除、ピクニック広場の右側斜面二、〇〇〇m²の下草刈りの跡片づけを行つてきました。また、動物や鳥た

ちの餌になるよう柿の植樹も行いました。

この会の特徴は、会員・応援者とも、作業への参加は個人の都合を優先し、作業にノルマはなく、和気あいあいとして、森を樂む感覚で活動していることです。また、

「区づくり白書」に係わられた市職員の方々がボランティアとして参加していることも大きな特徴です。

「区づくり白書」に係わられた市職員の方々がボランティアとして参加していることも大きな特徴です。

3 今後の方針と課題

—私たちの夢

森づくりの初年度を振り返って、今後の方針と課題を整理してみます。

① 関係者の理解と協力を大切に

会員の熱意で会活動が続けられていくことに確信を得ました。二年目は公募も含めて会員増や活動の拡大を図ることとします。

今後とも、北部公園事務所の皆さん、区政推進課や青少年科学館の職員、「自然環境調査団」の方々と密接に連携して作業を進めています。また、市職員のボランティアの方々とも「森づくりの夢」を共有しながら、活動を続けたいと思います。さらに、周辺町会との協力関係を密にして、会の実力を養い、活動の幅を広げたいと思います。

② 「生田緑地植生管理計画の策定」を

市民と行政が一緒に形づくる「新しい森」、それは高橋清市長が提言されている「市民健康新しい森」のイメージに近いのです。

市民と行政が一緒に形づくる「新しい森」、それは高橋清市長が提言されている「市民健康新しい森」のイメージに近いのです。

私たちの夢は広がります。生田緑地の歴史を踏まえ、市民一人ひとりの思いや夢をこの森の中に染みこませていきたいと思います。

雪の積もつた森の北斜面にも、春の訪問が聞こえます。

私たちが刈り取った大地から、新たな花が咲きだすことを信じながら。

平成一〇年度予算に「生田緑地植生管理計画の策定」が盛り込まれています。神奈川新聞でも報道されたとおり、「生田緑地植生管理計画の策定」は「緑のボランティア推進事業」として、「ボランティアとの共同で緑地の現況調査から管理計画の策定、維持管理まで行なう」ものと説明され

ています。市民協働の森づくりの一環として、是非、私たちの気持ちをくみ取つて欲しいと思います。また、生田緑地で行つてある市民の活力を、森づくりに活かす方向で検討して欲しいと思います。

③ これからのこと

生田緑地を里山としての自然生態系を保全しての自然学習の場とする整備を進めながら、次のようなことを行つていただきたいと思います。

④ これからのこと

・除伐と間伐をした材木をシイタケに利用すること、

・鳥や動物の好む様々な木々を植栽すること、

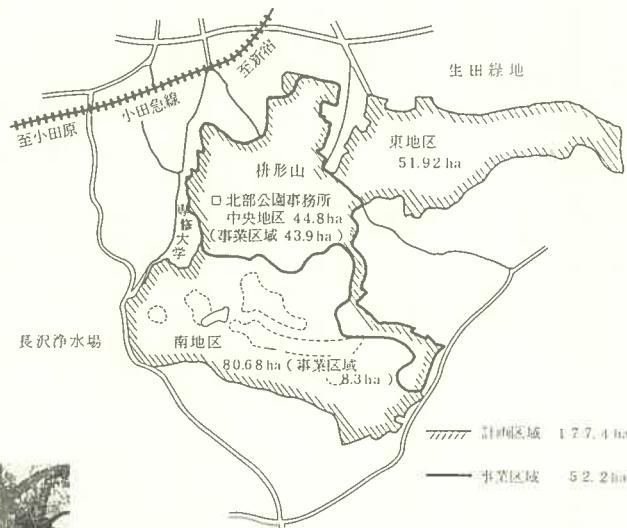
・炭焼きを行い、できた炭を水の浄化に利用すること、

・自然観察会による園内整備の協力などを

図-1 向ヶ丘遊園駅周辺

土地所有区分

区分	区域面積	区域名	市有地	民地	取得割合
中央地区	44.80 ha	桙形6.7丁目	39.90 ha	4.90 ha	89.05%
南地区	80.68 ha	桙形7丁目 初山1丁目	61.62 ha (ゴルフ場 59.31 ha)	19.06 ha	76.37%
		東三田2.3丁目			
東地区	51.92 ha	東生田1.2.3 丁目、宿河原 長尾2.3丁目	8.47 ha	43.45 ha	16.31%
計	177.40 ha		109.99 ha	67.41 ha	62.00%



記念撮影

生田緑地、森林ボランティア活動



戸隠不動跡の下草刈り

注1

生田緑地の概要

生田緑地は、多摩区の東南部にあり、一部は宮前区にまたがる、計画面積「七七・四ha（うち、都市公園面積九五・五ha）」と広なもので、図-1に示す土地所有区分となつていて、三八%が民有地です。生田緑地は、昭和一六年三月、向ヶ丘遊園を含む面積一六五・四九haを川崎都市計画緑地第一号としたことに始まり、昭和二九年一月にゴルフ場開設、昭和三年四月、川崎市の都市公園条例の適用を受けました。爾来四〇年、豊かな自然と緑を活かして、自然観察路、自然探勝路、グリーンアドベンチャーコース、県の木見本園、噴水広場、ビクニック広場、野鳥の森、水性植物鑑賞地、ふるさとの小道などの整備が続けられています。

注2

生田緑地内の教育施設

生田緑地内には次の施設があります。

・日本民家園（三〇・一二三二m）
・青少年科学館（一・三五〇m）

・岡本記念館（九・四六八m）→建設中

注3

生田緑地の現況

中央地区・都市公園としての整備が最も進んでいます。緑の豊かな自然林もこの地区に集中し、クスギ、コナラ、サクラなどの落葉広葉樹林の中に諸施設が点在しています。

・南地区…ゴルフ場の一八ホールと付属施設が中心で、色鮮やかなグリーン、点在する樹木、特に春はミモザの景観が素晴らしい。
・東地区…大部分は向ヶ丘遊園地で、市有地の比率は一〇%と少ない。

注4

多摩区づくり白書

多摩区区づくり白書は、平成六年から三年をかけてまとめられました。川崎市の総合計画で定められている「市民共同のまちづくり」の一環として、区民と行政が協働作業により白書づくりを行つたものです。「水と緑」、「み・りサイクル、防災、道路・交通」、「保健・医療・福祉、生涯学習・文化」など、多くの課題について、解決のための方向性が描かれています。また、多摩区として早期に実現したい重点希望事項として、十五項目の提言が行われています。

多摩区区づくり白書策定委員会は、一般公募を含む区民十五人と団体及び企業代表八人、行政機関から役所を含む九人、計三六人の委員で構成されています。策定にあたっては、全体会、分科会、テーマ別区民討論会、市民シンポジウム、ワークショップ、地区別住民集会などをさまざまな議論が行なわれました。

「市民」とは いつたい何だろう

神奈川新聞社川崎支局

篠原慎一郎

市民とはいったいなんだろう。取材を通じて、しばしば考えさせられる。

行政が言う「市民」選挙のときによく使われる「市民」、われわれマスメディアも頻繁に「市民」を使う。しかし、「市民」の具体的な顔は、現実にはなかなか見えてこない。それは、使用する側が、都合よく使い分けている、実態のない「市民」かも知れない、と思うことがある。そんなことが、あらためて気になり始めたのは、昨年の川崎市長選からだった。

三期目をめざす現職市長の戦い方は、つぎのような手順で進められていった。まず、医療関係をはじめとした各種市民団体が相次いで出馬要請をする。周囲の期待が高まっている、というムードが醸成されたところで市長が出馬表明をする。市民団体による市民選対、労働団体による労働者選対、市議会の大半の会派が結束した市議団選対が立上がり、盤石な態勢のもとで、選挙戦がスタートする。川崎市長選舉に限ったことではないと思ふ。他都市の首長選でも、安定した基

る。選挙取材の対象は選挙関係者に絞らがちだ。「普通の市民」に出会う機会は案外少ない。そういえば、この間のぞいた、ある陣営の市民集会も多くは「関係者市民」だった。ふだんそれほど周囲から反応のないコラムなのだが、このときは「まったくそのとおり」と同感する声が予想以上に多く寄せられた。白々とした思いで、選挙戦眺めている普通の市民が大勢いるのだと、あらためて知った。

選挙の投票率の低下がとりざなされている。しばしばその要因に、「明確な争点がない」「相乗り、オール争党化」などがあげられる。しかし、市民の熱を冷ますような一連の選挙戦の手法、あり方には、それほどの注意は払われていないようだ。マスメディアにとつても、市民は、どちらど見えないからだ。

先の市長選挙でも、万全の現職を新人の対立候補があれほど苦しめるとは、どのメディアも予想しなかつた。投票率も、予想とは大きく異なった。既存の取材の網の目では、すくいきれない市民がいっぱいいる。そんな思いが深まつた。

かつて県内の米軍基地問題を取材して、わたし自身、記事に「市民」という言葉をよく使った。「米軍住宅増設」の記事には、「市民の反発は必至」。空母の新旧交渉では、「基地の恒久化を懸念する市民」と言うように。防衛施設庁の幹部が、「市民、市民」というけれど、いつたいど

そこから分かることは、ひと言に「市民」といっても、それぞれの立場に応じた市民のイメージがあるようだ。

地方分権到来といわれる。よく耳にするようになったのは、「市民とのパートナーシップ」だ。厳しい財政状況の中で、「市民が何を求めているか」をつかむことも行政に求められている。

それにして、「市民」とは何か。「市民」のみついたことがあった。記者がふだん接するのは、主に反基地運動にとりくむ市民団体である。それをとらえて「一部の市民団体は『市民』ではない」と断じる

基地関係者までいた。

マスメディアが、あいまい模糊とした「市民」という言葉を時には後ろ盾にし、時には、言い逃れに使っているのではなく、自分たちも、都合よく市民を使い分けているのではないか。個人的な感想ではあるが、時折耳にするマスコミ不信の根柢も、そのあたりにあるのかも知れない。

印象的だったのは、昨年、川崎市の市有地払い下げをめぐる汚職事件が発覚した後、市が開いた幹部研修に対する職員の感想だった。研修では、講師の弁護士が他の自治体のカラ出張や官官接待など例を挙げながら、公務員に対する厳しい目が向けられている時代状況を説いた。研修後、ある職員は市のアンケート調査にこう答えた。「市民の感情と、われわれの感情は違っていることがわかった」。感想の是非はともかく、そこで使われた「市民」という言葉が興味深かつた。その職員も、仕事が終われば普通の市民であるはずである。

かわさき分権推進研究会編著

発信していく本書の試みが、本市と行政研究者、市民、他の自治体とのキヤッチボーリにより、その検討に一層厚みをつけていく展開に繋がっていくことを期待したい。この双方向の情報発信の仕組みが、今後の分権型行政システムの構築を模索していく際の有力な装置となつていくのではないかと考える。

手がかりを提示している。
本書を活用する際に留意すべきことは、あとがきにもあるように、「地方分権を生かすも殺すも、前提として自治体の意欲がいかに大切であるか」という視点を常に意識することだと思う。

れは、自治事務について「法令に違反しない限り」条例制定権が認められるが、個々の法令でいかなる定めがなされるかが把握できないこの時期においては、条例制定権の範囲が明らかでないことからの帰結だとも思われる。国の地方分権推進計画の進捗に合せ、各職場でのフォローが必要と

チエックリスト』 を読んで

收入役室審查課主查
五十嵐
薰



◆分権推進への取組みにおける 本書の意義

本書は、川崎市の府内分権推進組織である「川崎市地方分権推進連絡会議・事務権限部会」が、本市の分権後の自治体事務の対応を予測するために行つたケースタディの報告書をベースに「かわさきアカデミー叢書準備号」として発行されたものである。

状に応じた運用が必要であり、委員会勧告事務の機関委任事務廃止による新たな事務区分への振分けにおいて、中間報告段階で自治事務、本勧告でその事務のほとんどが法定受託事務という曲折があつた生活保護行政の二例をリーディングケースとして、分権後の事務の変化に対する検討手法を紹介している。併せて「機関委任事務制度の廃止に伴う条例及び規則への影響」及び「分権事務チェックリスト」の章を設け、様々な行政分野における共通の検討事項を整理することにより、分権に伴う事務点検作業のことにより、分権に伴う事務点検作業の

少格への見付の対応は、本年の六月頃までには国の地方分権推進計画が作成されることから、すべての職場で、その点検作業をすることが必要となっている。ところが、現段階では地方分権推進委員会の勧告や昨年末の自治省による地方分権推進大綱が出されてはいるものの、分権により個々の自治体事務にどのような影響があるのかは未だ明確になっていない。

本書では、地方分権推進委員会の勧告で、具体的に示されている見直し事項のうち、①特に政令指定都市において大幅な権限移譲が図られる都市計画行政と、②地域の実状に応じた運用が必要であり、委員会勧告で、機関委任事務廃止による新たな事務区分の

への振分けにおいて、中間報告段階で自治事務、本勧告でその事務のほとんどが法廷

◆「分権事務チエツクリスト」の
次のステップは?

本書では、分権後の自治体における仕事の変化について、そのあり方の理念と分権後に対応するための事務点検作業の手がかりという、言わば分権の具体的対応の入口が示されているに留まり、ゴールまでの行程とその課題、特に政策的視点に立つた方向性を示すことまでは踏込んでいない。こ

いわゆる「川嶋方式」という先駆的な取り組みの積み重ねを行ってきた本市の経験を生かし、自主性・独立性に富んだ自治体施策の展開を視点として、市民から見える成果を実現できる分権型行政スタイルの具体像を固めていく作業が本書の次のステップ

(公人社 定価八〇〇円)

高杉良の

経済小説にみる

経済局産業振興課
産業振興課
中村 健

A black and white portrait of Hayao Kojima, an elderly man with receding hair and a thoughtful expression, looking slightly to the left. He is wearing a light-colored jacket over a dark shirt.

高杉良とい

高杉良という小説家をこれほどじたろうか

高杉良は、一九三九年東京に生まれ、化

性肝炎にかかるて仕事を休んでいたときに知り合いの編集者に勧められ、「虚構の城」を書いた。以後、高杉は、燃えるようなな想とロマンを掲げて事業に生きる企業経営の中でも、悩み、苦しみ、悶える中間管理職、特に良識派ミドルに焦点をあて、精力的に作品を発表している。

そのような高杉の小説には、川崎臨海部がよく登場している。ここでは、高杉の次の二つの小説の中から、川崎臨海部が描かれている場面を見てみよう。

◆『炎の経営者』

この小説は（株）日本触媒の社長である故・八谷（やたがい）泰造氏を描いた実名小説である。大阪で無水フタル酸を製造する中小企業を経営していた主人公が、工場の爆発により、すべてを失つたにも関わらず、不屈の闘志で、三菱・三井系大企業も成し得なかつた石油化学プラントの国産

化学事業には始めて取り組む企業からの相談に、市の幹部が首を傾げたことも、止むを得ないことであつた。

◆「燃ゆるとき」

この小説は、「マルちゃん」でおなじみの東洋水産株の現会長・森和夫氏を描いた、やはり実名入りの小説である。

昭和二八年築地魚市場の片隅の六坪のバ
ラックから始まつたこの会社は、最初は、
築地で仕入れたマグロを川崎の作業場で、
輸出用冷凍マグロとして加工していた水産

卷之三

この二つの小説の他 昭和電工株の人生
工場建設の際、化学コンビナートのコンビ
ュータ完全制御に画期的業績を残し、中国
との技術交流に心血を注ぎながら、糖尿病
だけでなく白血病にも襲われ、四五歳の若
きでこの世を去った垣下怜（小説の中では

会社であった。しかし、時代のニーズを先取りして出世魚のように業態を変化させていく。
その出世に川崎臨海部は深く関わってい

年五月末に工場が完成したのは、同社だけであつた。国産技術による初の石油化学工場の完成は、日本の化学業界によってエポックを画する快挙であつた。

まず、昭和三〇年、五〇〇坪の川崎市有地の上にあつた、小知和冷蔵が保有する川崎大師の冷蔵庫を買い取り、事業を拡張していく。冷蔵庫の前で、森が明るい顔で言

とソーセージの生産を開始し、マグロ輸出メーカー専業から食品メーカーへと踏み出した。

その後、大手商社の横暴との戦い（マルちゃんブランドで大ヒットした即席麺に係る先発会社との特許係争など）、多くの難問と格闘しつつ、資本金一八九億円、従業員数約二、〇〇〇人の日本人なら誰でも知っているような大企業に育て上げた。

現在 日崎臨海部第一層には生麺・ヌーフなどを製造している東洋水産(株)川崎工場が夜光に、第二工場が池上町に立地している。またマリエンへ行く途中、海底トンネルを出た右手に、「マルちゃん」の東扇島冷凍倉庫が見える。

◆おわりに
この二つの小説の他、昭和電工㈱の大分工場建設の際、化学コンビナートのコンビュータ完全制御に画期的業績を残し、中国との技術交流に心血を注ぎながら、糖尿病だけでなく白血病にも襲われ、四五歳の若さでこの世を去つた垣下怜（小説の中では

柿崎仁の生きざまを描いた、何度読んでも胸が熱くなる小説『生命燃ゆ』には、川崎臨海部第二層の扇町にある昭和電工株川崎工場がよく出てくる。昭和電工株では、

この小説を新入社員全員に読ませて大きな感動を呼んでいると聞く。また、中国語にも翻訳され、中国の読者をも酔わせている。

長期には我が国の産業の拠点であった川崎臨海部も、日本の産業構造自体がサービス経済化する中で、次第に影が薄くなり、また高杉自身も小説の舞台を、製造業から、証券会社のMOF担当を描いた『小説新巨大証券』を発表するなど金融・サービス業へと移してきている。

近年、川崎臨海部は、大規模工場の設備整備が大きな政策課題の一つとなっている。

しかし、この地域には、各企業の中核工場あるいは研究開発の拠点が数多く立地しており、また、背後地となる市内陸部には高い技術・技能を有する中小企業が広く厚く集積していることから、その潜在的なボテンシャルは決して低くない。

二世紀に向けて、環境にも配慮しながら、再び高杉の小説の舞台となるよう、日本のみならず世界の産業の拠点となるような川崎臨海部を再び作り上げていくことが、私たちに課せられた課題といえる。

川崎市政日誌

(一九九七年七月一月)

(川崎市地方自治研修センター編)

七月一五日
市は市の審議会への女性参加率を発表。
前年比一・九ポイント増の二三・七%となつたが、女性を含まない審議会数は前年と同じ三六にとどまる。

七月二二日
「パナマ船籍の大型タンカー『ダイヤモンドグレース』が東京湾横浜港沖で浅瀬に抵触し、約一五〇キロリットルの原油が流出。同夜、川崎航路は閉鎖される。

七月二五日
水・緑・人のつながるまちづくりを考える「平瀬川上流七夕サミット」開催(平瀬川流域まちづくり協議会・主催)。

七月二三日
市は災害に強い街づくり推進のため、全国初の「木造住宅耐震補強金物支給制度」「木造住宅耐震診断助成金交付制度」(昭和五六年以前の木造住宅対象)を九月一日より実施を決定。

七月二四一二五日
慢性的な道路混雑が続く東扇島・千鳥地区に通勤する従業員を対象とした初の時差通勤実験実施(三七社、二四〇〇人参加)。

七月二九日
自治省が「普通交付税大綱」を閣議に報告。川崎市は一四年振りに交付団体に転じる。

八月二二日
市は保育園入所希望待機児童を四年間でゼロにする「保育待機児童の緊急解消計画」を発表。

八月二九日
小田急線・新百合ヶ丘駅前に複合型百貨店「新百合ヶ丘ビブレ」(店舗面積約二万五、〇〇〇m²)が開業する。

九月一日
防災の日。南関東地域直下型大地震発生

という想定のもと、「本部審議訓練」(多摩区役所)、「中央会場訓練」(富士見公園)が実施される。

市は経済空洞化対策の一環として創業者を資金面でサポートする「創業者支援資金制度」を開始する。

七月九日
市が建設した「高津スポーツセンター」(高津区二子)が完成し、市民の利用始まる。

環境三条例(公害防止条例、環境影響評価、自然環境保全条例)の改正検討作業に着手している川崎市に対し、川崎公害裁判の原告団・支援者が見直し作業についての要望書を提出。

七月三一日
総会屋への不正利益供与をめぐり大蔵省から行政処分を受けた第一勧業銀行と野村証券に対し、県、横浜・川崎市は、県債・市債の引き受け団体からの除外措置の年末までの継続を決定。

九月二日
一九九六年に総務省が実施した事業所統計調査のうち市内状況をまとめた速報値が発表される。市内事業所は前回調査(一年)時より〇・七%減少し、四七年の

八月六日

市は市長付属機関の審議会や協議会の委員公募の実施指針をまとめる。九八年初頭に第一回の委員公募実施の予定。

八月九日

市は市長付属機関の審議会や協議会の委員公募の実施指針をまとめる。九八年初頭に第一回の委員公募実施の予定。

調査開始以来初の減少を記録。

九月四日

市人事委員会は九七年度大学卒職員採用試験の結果を発表。一般行政職の「事務職」に外国籍三人の合格を確認。政令指定都市の一般行政事務職に外国籍職員が採用されたのは初めて。

九月一二日

溝の口駅前再開発ビル「ノクティー」がオーブン。同ビル内には、高津市民館、行政サービスコーナーも収容。

九月二六日

市は、総会屋への不正利益供与事件に関連し、大和証券と日興証券両社を、一〇月発行の市場公募地方債の引受け枠からの除外を決定す。

九月二八日

ダイオキシン削減に向けての市民集会が高津市民館で開催（川崎・ごみを考える市民連絡会）主催）。

九月二九日

「北部地域医療施設整備構想策定委員会」が多摩区宿河原に建設予定の「北部病院」の運営形態として委託方式を支持する最終答申を提出。

九月三〇日

審議会などの会議を原則公開とする「審議会等の会議公開に関する指針」まとまる（一〇月一日施行）。

川崎市文化賞、社会功労賞、スポーツ賞の各受賞者六人・一団体が発表さる。

一〇月二〇日

首都機能移転計画の一環として、労働省の特殊法人「労働福祉事業団」本部が東

一〇月一日

県農協合併基本構想に基づき、川崎市内の四農協が合併して「セレサ川崎農協」が発足（資金量は全国二位に）。

一〇月五日

川崎市外国人市民代表者会議「まちづくり」部会において、二ヵ国語による生活情報冊子の作成を決定。

一〇月八日

防災対策に女性の視点を生かすため、公募の委員も含めた「女性の目から考える防災問題懇談会」の設立を決定。

一〇月一二日

川崎市長選挙実施（投票率、三五・八

年ぶりに結審（横浜地裁川崎支部）。第二回四次川崎公害訴訟が提訴から一四年ぶりに結審（横浜地裁川崎支部）。

一〇月二六日

川崎市長選挙実施（投票率、三五・八%）。高橋清氏が三選を果たす。

一月二日

川崎市国際交流センターで国連「こどもの権利条約」をもとに話し合う「こどもの権利条約フォーラム」開催（一三日）。

一月五日

「従軍慰安婦」問題をテーマに神奈川人権センターオ主催の国際シンポジウム（エボラクなかはら）。

一月九日

川崎区大師公園でホームレスに対する理解を深めるための「野宿の仲間の秋祭り」を開催（ボランティア団体「川崎水曜バトロールの会」主催）。

一月一一日

市経済局、新しい産業の創出と中小企業の活性化を目指す「かわさき二二産業戦略・アクションプログラム」を公表。

川崎区の通称「セメント通り」入り口に新アーチが完成し、第四回川崎コリア祭で記念式典。

市の発表により、前年度の川崎市職員給与が大阪に次いで二位（ラスバイレス指数二〇六・六）、人件費率は政令市首位（二四・七%）であることが判明。

一〇月一三日

会議公開指針に基づく公開第一号として、都市景観審議会を公開（傍聴者はゼロ）。

一〇月一五日

川崎競馬場が全国の公営競馬場に先駆けて出馬情報をインターネットで提供する「川崎データーバードック」を開始。

一月一日

高橋清市長、市役所に初登庁し公務を再開。市長、クロアチア・リエカ市とオーストリア・ザルツブルク市の親善訪問の中止を決定。

一月一八日

市消費者行政センター、食品に関する情報まとめた「食の情報ナウ！」を発刊（四半期ごとに二二〇〇部発行を予定）。

一月二〇日

市交通局、市バスの時刻表のファックス・サービスを開始。

一一月一日

第一回かわさき市民祭り始まる（一三日）。一九自治体から三〇〇店の出店、外国人市民との交流も。

一一月四日

市廃棄物対策審議会、ペットボトル販売業者と市の分別収集により全市で排出量の二四%を回収する「川崎PET一二二二プラン」などを含む答申を提出。

忍び寄る 財政破綻

健康福祉局 参事
川崎市社会福祉事業団派遣

大久保智之

1 驚異的な国・地方の 長期債務残高

政府は、昨年末に財政構造改革法を適用した初の予算案を決定しました。この予算案は一般歳出を昨年比一・三%減額したほ

か、赤字国債の新規発行額を昨年より減額して七兆一、三〇〇億円にするなど財政構造改革路線を辛うじて維持した形となっています。

しかし、二〇〇三年度に赤字国債の新規発行をゼロにするための目標となる毎年度一兆二、五〇〇億円の特例公債の減額は、わずか三、四〇〇億円にとどまってしまいました。

スタート時から財政改革がつまずいたともいえます。

また、金融システム安定策として三〇兆円を備えることとしましたが、その財源を政府保証と国債で賄うことにより、将来的な債務の負担を約束してしまいました。さ

らに、二月以降に実施される特別減税も大

部分は国債が財源となります。いずれにしても、これでは二〇〇三年度赤字国債新規発行ゼロの目標は霞んでしまい、反対に长期債務残高をますます膨らませて、今後の財政改革をきわめて困難なものにしています。

わが国は戦後、苦しい財政をやり繰りして二〇年間均衡財政に努めました。戦後初期の長期国債は、昭和四〇年度に赤字国債として発行されました。翌年度以降は建設国債に切替えられ、インフラの整備・関連産業資本の高度蓄積など、それなりに大きな役割を果たしてきました。

しかし、第一次石油ショック後の不況により財政が悪化し、昭和五〇年度補正予算で本格的に赤字国債が発行されました。そして、それ以降、国債依存度は急速に高まり、平成九年度末の発行残高はついに二五四兆円という膨大なものとなってしましました。

国債は「確定利付有価証券」ですから、発行残高が巨額になりますと、歳出中に占める国債費（元利償還額）が新たな公債金収入（発行額）を上回ってしまい、危機的な状況に陥ります。そして、その「危機的な状況」はすでに現実のものとなっているのです。

九・十年度各一般会計（当初予算）の当該各項目は、

公債金歳入　　国債費

九年度　一六兆七千億円　一六兆千億円

十年度　一五兆六千億円　一七兆千億円

このほかにも、財政投融资資金として日本道路公團・住宅都市整備公團など五七財投機関に貸付けられた累計残高は八年度末で三七七兆円（このうち国鉄清算事業団の債務は返済不可能として、第2表のとおり国が引き継ぎました。）といわれています。

務者と同じで、まさに自転車操業的な財政運営を強いるのです。

国の長期債務は以上の国債だけではありません。このほかに、出資国債・交付国債があり、国有林野特別会計など様々な特別会計借入金もあります。さらに、地方自治体の借入金や上記に分類されないその他の借入金、いわゆる「隠れ借金」を合計すると、第1表のようにその総額は九年度末で五二兆円という天文学的数字となります（いずれも当初予算ベースです。なお、以上のお値は平成九年二月発表のもので、その後の補正等で変動しています）。

「隠れ借金」とは、一般会計から特別会計への歳出が義務づけられている支出を先延ばししたり、特別会計から借り入れたりして、見かけ上の歳出を抑制するものです。ですから将来一般会計は必ずこれらの経費を全額予算化しなければならず、それが借金として残るものです。第2表はその「隠れ借金」の内訳と九年度末見込み残高です。

2 隠れ借金、〇〇〇億円

平成一〇年度国債発行予定額

昨年末、大蔵省は平成一〇年度国債発行計画を五七兆九、〇〇〇億円としました。来年度の国債発行額は一五兆六、〇〇〇億円ではないかと考える方もいらっしゃいますが、それは一〇年度の新規発行債だけなのです。残りの四二兆三、〇〇〇億円は借換債分です。

長期国債は満期が到来すると当然償還されますが、しかし、例えば一〇年債ものはその六〇分の五〇の割合に匹敵する借換債が新たに発行され、さらに一〇年後はその六〇分の五〇が借り換えられるということを繰り返します。ですから今年度発行された国債が全額完全に償還されるのは六〇年後となります。今年生まれた子どもが

が、その詳しい実態は明らかにされていません。したがって本稿では、国債整理基金特会や財投融資残高については、国等の長期債務から除外してあります。

さて、政府経済見通しによる平成九年度のわが国の国内総生産（GDP）は、五一兆円とされているので、国・地方の長期債務残高は、それを上回ってしまいます。

長い間「双子の赤字」に悩まされていたアメリカでさえ長期債務残高の対GDP比見込みは、六三・八%です。一方、ヨーロッパでは、欧州連合通貨統合の参加条件が六〇%以内と規定されており、原則的にこの条件を満たさなければこれへの参加できません。したがって、各国では現在、強力な財政改革を推し進めており、第3表のように参加条件の上限に近づきつつあります。

成長して、企業や官庁に就職し、六〇歳で定年退職ならばその時ですから、なんとも遠大な話です。

3-1 財政錯覚

わが国の推定人口は、九年末でおよそ一億二、五九九万人ですから、長期債務残高五二一兆円を国民一人当たりに均すと四三万円となります。四人家族の家庭ではなんと一、六五〇万円です。これだけの借金を各個人が直接負っていたら、その負担はたいへんなものですが国家等のそれだと、いま一つピンときません。ほとんどの人が他人事と思っています。

天文学的ともいえる膨大な国債等の元金とその利子は、わたし達や子ども達、そしてその孫達にも決して猶予をせずに返済を迫ってきます。それは大増税や各種年金保険等掛け金の大増額など様々な形になって現れてきて、わたし達は日本国民である以上その負担を免れ得ないので。

このように将来的には必ず負担となるにもかかわらず、それを実感せず負担と受け止めないことを「財政錯覚」といいます。國の借金は、つまりは「國債」という名前を借りた税の一形態であること（これを「等価定理」といいます）を、わたし達は認識する必要があります。

二月以降に景気対策の一環として実施される二兆円の特別減税は、だれにとつても嬉しく喜ばしいことですが、しかし、その財源のほとんどは赤字国債ですから、結局はその元金と利子をわたし達自身が後で負担しなければならないのです。

これを例えてみれば、親が借金してその子供に小遣いを与えるようなもので、いつもその借金と利子を支払わなければなりません。この場合、親が亡くなつたとき、子どもは負の遺産は相続しなくても済みますが、国家対国民はそうはいきません。最後は必ず国民が負担しなければならないのです。

わたし達がトクをした気分の二兆円減税も財政錯覚の一つです。

4-1 財政赤字の行き着くところ

財政赤字が増大し、公債が大量に発行されると民間資金は公債に吸収されて、資金不足となります。このため、金利は上昇し、設備投資が抑制（クラウディング・アウト）され、供給サイドに影響を与えます。そうなりますと景気は悪化し、税収不足になり、財政赤字はさらに悪化するという経済循環があります。

幸いなことに、わが国ではこれまで一、二〇〇兆円といわれる豊かな貯蓄が膨大な国債を吸収してきましたが、長引く不況や高齢化の進展により貯蓄率は下がっています。民間資金が膨大な国債発行を吸収できなくなつたとき、金利の上昇とクラウディング・アウトは現実となります。

膨大な財政赤字は、また財政政策に対する内外の信用も失わせます。九四年七月、スウェーデン政府は、国内最大の生命保険会社から巨額の財政赤字を理由に国債の引受けを拒否されました。このため債券価格は暴落し通貨クローラも急落しました。カナダでも放漫財政で連邦債の格付けが下がり、高金利でなければ市場で資金を調達することができませんでした。

これが現状を放置すれば、遠からずスウェーデンのように市場から国債の引受けを拒否される事態もでてきます。その理由もあり、それは徹底して行われています。

わが国でも現状を放置すれば、遠からず先進各国首脳は、市場が国の力を評価する時代であることを知り、強力な財政改革に乗り出しています。欧州では通貨統合の理由もあり、それは徹底して行われています。

厚生省は、二〇二五年には

① 医療費は一四二兆円（平成五年度は二四兆六〇〇億円）で国民所得の約二〇%に達する。

② 政府管掌健康保険は保険料が最大で標準報酬の二三・五%で現在の三倍から五%から二九・八%に上昇する。

③ 厚生年金の保険料は現在の一七・三と推計しており、これだけでも国家財政は破綻します（もちろん、わたし達の家計も破綻です）。

「国民負担率」とは、税金と保険料の合計が国民所得に対してもどのくらいの割合かを示すのですが、平成五年度のわが国では、三七・七%でした。同年十月の臨時行政改革推進協議会の答申では「高齢化のピーク時（二〇二〇年頃）においてこれを五〇%以下に抑制する」としていますが、以上の推計などから五〇%以下など到底不可能でしょう。

さらに、現在の国民負担率は膨大な財政赤字をカウントしておらず、みかけの上で相当低くなつており、平成八年七月の財制制度審議会でもこの点を指摘しました。

な赤字に陥っています。

平成五年度の公的年金・医療費・生活保護費などの社会保障給付費は六四兆七、〇〇億円余で対前年比七%増、国民所得に対する給付総額の比率も一七%となり、いずれも過去最高を更新しています。高齢化の加速で年金受給者・老人医療費等が大幅に増加したことが原因です。また、社会保障給付費の伸び率（毎年六・七%）も国民所得の伸び率（平成四年度以降は二%未満）を上回っています。

厚生省は、二〇二五年には〇〇億円余で対前年比七%増、国民所得に対する給付総額の比率も一七%となり、いずれも過去最高を更新しています。高齢化の加速で年金受給者・老人医療費等が大幅に増加したことが原因です。また、社会保

障給付費の伸び率（毎年六・七%）も国民所得の伸び率（平成四年度以降は二%未満）を上回っています。

厚生省は、二〇二五年には

① 医療費は一四二兆円（平成五年度は二四兆六〇〇億円）で国民所得の約二〇%に達する。

② 政府管掌健康保険は保険料が最大で標準報酬の二三・五%で現在の三倍から五%から二九・八%に上昇する。

③ 厚生年金の保険料は現在の一七・三と推計しており、これだけでも国家財政は破綻します（もちろん、わたし達の家計も破綻です）。

「国民負担率」とは、税金と保険料の合計が国民所得に対してもどのくらいの割合かを示すのですが、平成五年度のわが国では、三七・七%でした。同年十月の臨時行政改革推進協議会の答申では「高齢化のピーク時（二〇二〇年頃）においてこれを五〇%以下に抑制する」としていますが、以上の推計などから五〇%以下など到底不可能でしょう。

5-1 忍び寄る財政破綻

高齢化が急速に進行するわが国は、二〇一五年に六五歳以上の高齢者が国民の四人に一人を占める予測されています。

高齢化の進展に伴つて、医療・社会保険・福祉など様々な分野で各費用も急増しています。加えて長引く不況の影響を受け、賃金の低迷による各保険料収入の伸び悩みも重なつて、各種保険年金会計も構造的

赤字をカウントしておらず、みかけの上で相当低くなつており、平成八年七月の財制制度審議会でもこの点を指摘しました。

第3表 主要国長期債務残高の対GDP比見通し(9年度末)

国名	対GDP比
日本	101.0%
アメリカ	63.8%
イギリス	62.0%
ドイツ	65.7%

新聞記事から作成

第4表 財政構造改革の主な内容

- ①財政構造改革の当面の目標は、2003年とする。
- ②今世紀中の3年間を「集中改革期間」とする。
- ③当面の平成10年度予算においては、政策的経費である一般歳出を対9年度比マイナスとする。
- ④あらゆる長期計画（公共投資基本計画等）について、その大幅な削減を行う。歳出をともなう新たな長期計画は作成しない。
- ⑤国民負担率（財政赤字を含む）が50%を超えない財政運営を行う。

項目	10年度	集中改革期間
社会保障関係費	約8000億円超の当然増について5000億円を上回る削減を行う。	対前年度伸び率を高齢者数の増によるやむをえない影響分（全体の2%以下）に抑制する。
公共投資予算	対9年度比7%マイナスの額を上回らないこととする。	各年度、その水準を引き下げる。
文教予算 国立学校特会へ繰り入れ 私学助成	思い切って抑制する。	対前年度同額以下に抑制する。 助成総額を厳しく抑制する。
地方財政計画一般歳出	対9年度比マイナスとする。	再建目標期間を通じた地方一般歳出の伸び率について国と同一基調で抑制を図り、名目成長率以下とする。
補助金		毎年度各府県ごとにその1割を削減する。

『図説日本の財政』から

第1表 我が国の長期債務残高の見込み

債務等の種類	8年度末残高	9年度末残高	差引増加
国の長期債務	321兆円	344兆円	23兆円
() 内は国債	(241兆円)	(254兆円)	(13兆円)
地方の長期債務	138兆円	147兆円	9兆円
国地方の重複分※	△14兆円	△15兆円	△1兆円
その他借入金	43兆円	45兆円	2兆円
合計	488兆円	521兆円	33兆円

※交付税特別会計借入金の地方負担分による重複分 大蔵省資料(9年2月公表)等から作成

第2表 その他借入金=今後処理を要する措置として大蔵省がまとめた『懇意借金』(9年度末見込み)

項目	金額
地方財政対策による交付税特別会計借入金	4兆 879億円
地方財政対策に伴う後年度負担	7兆1498億円
IIJ国鉄・清算事業団から引き継いだ債務の償還の延期	6915億円
小計	11兆9292億円
政府管掌健保の印庫補助の繰り入の繰り延べ	5596億円
政府管掌健保の棚上げ債務	1兆4792億円
国民年金特別会計への国庫負担金繰り入れ加算の延期	4454億円
厚生年金の国庫負担の繰り延べ	1兆9350億円
雇用保険の国庫負担の繰り延べ	600億円
自賠責特別会計からの借り入れ	9656億円
小計	5兆4448億円
国鉄清算事業団長期債務	28兆円
総計	45兆3740億円

『図説日本の財政』から

国民負担率に財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は、現状の財政赤字が放置された場合、二〇二五年には七三・四%に達すると予測されています（経済審議会構造改革推進部会における経済企画庁の推計）。これではわたし達の収入の七割以上が税金と保険料で消費してしまうことになり、家計も完全に破綻してしまいます。

以上のように財政改革が進まないまま現状が放置された場合、社会保障関係費に限つても国家財政とわたし達の家計が破綻するシナリオとなつてしまいますが、それでは今後、膨大な長期債務はどうになるのでしょうか。

二〇二五年にまでにわが国の経済・財政政策に大きな変更がないこと、また過去の高度経済成長のデータなどから予測すると、現在の累積債務は「三、六三八兆円」に膨張するという予測もあります（大和総研の試算）。この予測は過去の高度経済成長のデータなども盛り込まれたものですから、実際にはもつと早期に悪化する可能性があることもつけ加えられています。

大蔵省でも八年一月、今後の財政収支の状況を「中期的な財政事情に関する仮定計算例」として発表しました。それによりますと、今後公債減額を行わないで各年度、歳出・歳入のギャップをすべて公債発行により賄うと仮定すると、二〇〇六年度の国債発行残高は、四八二兆四、〇

〇〇億円になると予測しています。九年度末のおよそ一・九倍ですから、二〇〇六年度の長期債務総額を単純計算しても、その残高はおよそ一、〇〇〇兆円になります。財政破綻は、もうすぐそこまで忍び寄っています。そして、それは国家の信用失墜という形で突然現れるることもすでに述べたとおりです。橋本首相は、「景気対策に柔軟に取り組む必要がある」として、昨年一二月に成立させた財政構造改革法を早くも改正し、目標年次の延期を検討していることが報道されています（一月二三日付）。が、たいへん気にかかるところです。

二月に成立させた財政構造改革法を早くも改正し、目標年次の延期を検討していることが報道されています（一月二三日付）。が、たいへん気にかかるところです。

このようないかがわしい改正が実施されると、地方自治体に対する国庫支出金・補助金の削減もその一つで、昭和六〇年度以降、次のように実施されました。

○生活保護費の負担割合

○国道改築補助一般事業補助率

○児童保護措置費関係負担金、老人保護措置費負担金

○三分の二→二分の一

○四分の三→二分の五・五

○一級河川改修補助事業

○国一〇分の八、自治体一〇分の二

↓国四分の三、自治体四分の一

○身体障害者更生援助措置費負担金

○精神薄弱者救援措置費負担金、

○身体障害者更生援助措置費負担金

国はこれら補助率の引下げに伴う代替え措置として、自治体の起債充当率を引き上げたり、起債事業の対象を拡大させるなどして起債枠を緩和したりしたため、こんどは地方の債務残高も上昇（この措置だけで借り入れが増加したわけではありませんが）。させる結果となってしまいました。

「地方分権の推進に関する答申（平成六年一月）」の中でも国庫補助金等の「整理合理化」が明記されており、「地方分権」が国の財政改革の一環であることを物語っています。

さて、歴代の内閣が実現できなかつたこの改革を、橋本首相は「火だるま」になつて成し遂げると公約し、昨年「財政構造改革法」を成立させました。

主な内容は第4表のとおりですが、一〇年度予算にその一部が反映されていることは冒頭で述べました。財政改革の実施は、一義には歳出の抑制ですから、これから財政改革が強力に押し進められるにつれて、わたし達自治体の職員は、今まで想像もできないほど厳しい財政運営を強いられることがあります。

投稿②

青年海外協力隊の現地視察を終えて

市民局青少年育成課主査

猪瀬 敦

2—青年海外協力隊事業

青年海外協力隊事業は昭和四〇年に日本政府事業として発足した。昨年五月末までに六三カ国（アジア、アフリカ、中近東、中南米、大洋州、欧州）へ計一六、九四五名が派遣され、現在は五六カ国に一千三百名ほどが派遣されている。

任期は二年（二十歳から三九歳までの青年）が対象である。派遣にあたつてはまず最初に、日本政府と相手国政府との間で「青年海外協力隊員の派遣に関する取りきめ」が締結され、その取りきめにしたがい在外公館を通じて日本政府に協力隊員の公式要請がなされる。募集は春と秋の年二回行われ、二次試験に合格すると隊員候補生として約八〇日間の集合宿訓練が行われる。

その後、年三回にわたり派遣国政府の一員として任国へ赴任することになる。

協力隊活動の基本姿勢は、派遣された国の人々と共に生活し、働き、彼らの言葉を話し、相互理解しながら、彼らの自助努力を促進させる形で協力活動を開拓していくことである。

自治体職員による現地活動調査は今まで都道府県レベルでは行われていたが、今回初めて政令指定都市が加わった。青年海外協力隊の現地活動調査が政令指定都市にまで広げられた一番大きな理由は、協力隊の事業についてのいつそうの理解と積極的な協力をより多くの自治体から得たいとの意向があつたものと思われる。

本稿では、青年海外協力隊の現地活動状況について報告とともに、青年海外協力隊への職員参加を新たに海外派遣研修としてはどうかと提案したい。

3—現地活動視察報告

(1) インドネシア

インドネシアは東西五千キロにも及ぶ島嶼国である。この距離は北米大陸の幅に匹敵する。人口約二億人。現在七一名の隊員が活躍している。インドネシア政府は第六次五年計画の重要な課題として「人的資源の資質を高め、国民社会の質的水準を引き上げる」ことを目標にしており、国際協力

事業団では身障者の社会参加協力、人材育成・職業訓練、村落地域の生活水準向上、教育・観光分野の振興、上水道の水質向上、スポーツ分野の指導、保健医療サービスの向上を中心に協力を実行している。

インドネシアでは、青年海外協力隊員をボランティアとしてではなく、一定の技術を持った専門家として受け入れるという方針からである。

我々が視察したのは、ジャワ島ボゴールのチウンワナラ知的障害者施設、バンブアス孤児貧困者福祉施設、バンドンにある觀光高等専門学校、ウヤタグナ視覚障害者福祉施設。そしてスラウェン島バル県に派遣されている村落総合開発チームであった。

隊員の生活はけつして豊かではない。一般の人の月収が月一〇万から二〇万ルピア（五千円から一万円）であるのに對して、公務員は五〇万から六〇万ルピア（三万円）が支給され、厚遇されている。インドネシアの隊員は日本の事務局から月に三一〇米ドルが現地生活費として支給されるので、ほぼ現地の公務員と同じ待遇は確保されているが、それ以上の余裕はない。住環境や衛生状態も良いとは言えない。視察した一部の施設に勤務している隊員は一軒屋に六名が間仕切りをして生活していたし、飲み水は井戸水を使っていた。

(2) マレーシア

マレーシアはマレー半島の南半分とボルネオ島北部のサラワク州とサバ州を含めた三州からなる連邦国家である。人口は一九五〇万人。一九八九年以来、九年連續

八%を越える経済成長率を遂げ、一人当たりのGDPも四千ドルを越えているため、すでに無償資金協力の対象国ではなく、「開発途上国の優等生」とか「援助卒業国」と言われている。現在、六四名の隊員が派遣されている。

マハティール首相の強力な指導のもと二〇〇〇年までに先進国化すること（ビジョン二〇二〇）をうたった〇〇年計画「国家開発政策」（NDCP）を策定。また、「東方政策」（ルック・イースト・ポリシー）にみられるように日本のよき理解者であり、戦後日本の経済成長に似た「日本型経済成長」をモデルに、マレイ系国民を教育して（ブミプトラ政策）眞の実力を備えようとしている。

マレイシアでは、はじめにサラワク州の福祉局を訪れたあと、障害児の早期療育センターとサマラハン・リハビリテーションセンター、そして市内と郊外の村ベカニにあるPDKセンターを視察した。PDKとはマレー語で地域リハビリテーションセンターの意味である。障害を持つ子供たちの親が中心となって、地域の委員会を組織していく。州政府は資金や人的な援助を行う。障害者の受け入れやケアを地域の責任で行うのである。

最後に訪れたのは全寮制中高等学校の日本語クラスであった。東方政策の一環として、また工業技術を学ぶ第一歩として、若者への日本語教育が重視されているのである。

青年海外協力隊事業は毎年派遣人数を増やしている。しかし、その一方で海外からの派遣要請はより専門的に、また多様化している。協力隊派遣取り組め国からの派遣要請数に対する合格者数の割合（充足率）は職種間で大きな格差が生じている。平成六年度以降、全体では平均して六〇%以上の充足率を確保しているが、充足率五〇%以下の職種が二七職種あり、これらが「重点職種」と呼ばれている。特に保健医療、建築、農業土木、造園、スポーツの分野が五%未満と低くなっている。

このような職種は学業を終えたばかりの青年よりは、むしろ実務経験を持つ社会人に負うところが大きい。そのため、近年では派遣条例を定める地方自治体やボランティア休職制度を導入する企業が増え、国際協力事業団では「組織募集制度」を設置して、通常の募集方法とは別枠で社会人の積極的な採用に力を入れている。ちなみに、この制度による公務員の対象者は、「派遣法や派遣条例の適用を受け、現職を保持したまま協力隊に参加できる者」で、対象職種は農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツの七部門七一職種である。

川崎市でも昭和六三年三月に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇に関する条例」（派遣条例）が制定され、四月から施行されている。川崎市で今まで派遣条例の適用を受け、青年海外協力隊に派遣された職員及び現在派遣中の職員は、市長部局二名（看護婦一、建築二）、水道局一名（電気）、教育委員会八名（小学校教師三、理科教諭三、システムエンジニア・日本語教諭各二）の計一一名である。

平成二年度以降、近年は二～三名が参加している。

5-1 新たな海外研修制度として

政府開発援助については事業の見直しや中止など様々な議論があるが、青年海外協力隊は「顔の見える国際貢献」として一定の評価を得ている。

一般企業では青年海外協力隊への参加を会社のイメージアップや社会貢献、また人材育成のために活用している。そのため現職参加制度を利用したり、独自の「ボランティア奨励制度」を制定しているところも増えているという。また、自治体でも青年海外協力隊への派遣や研修生の受け入れを自治体の国際交流事業に取り込んでいるところも多い。

現在、地方自治体の国際交流は都市間交流が中心である。しかし今後、川崎を世界に発信していくためには、世界の都市を拠点とした「点の交流」からグローバルな国際協力・国際貢献へ向けた「面の交流」へと展開していくかなければならないと考える。

そのためには世界的なエリアで活動できる人材の育成と事業展開が必要である。今回現地視察を終えて、地方自治体が青年海外協力隊の事業を通して国際協力に貢献できる部分が多くあるのではないかと実感みてはどうだろうか。

現在の海外派遣研修とは別に、職員が日常の業務の中で習得した専門的な知識や技術を国際的な実戦研修の場で提供することも重要な研修であると思う。その一つの方針として青年海外協力隊の事業を一考してみてはどうだろうか。

参考文献・資料
1 「外交書類一九九七」外務省
2 「我が国の政府開発援助ODA白書」上巻 財團法人国際協力推進協会
3 「青年海外協力隊事業概要」国際協力事業団青年海外協力隊事務局
4 「現職参加制度の案内」国際協力事業団青年海外協力隊事務局
5 「青年海外協力隊組織募集制度のしおり」国際協力事業団青年海外協力隊事務局
6 「マレーシアJICA活動概要」国際協力事業団マレーシア事務所

した。

そこで、私は青年海外協力隊への参加を「職員海外研修の実戦の場」としたらどうかと考えている。この青年海外協力隊派遣による海外研修のメリットは次のようないる。

編集後記

◇千葉眞著『ラディカル・デモクラシーの地平』という本に嵌まっています。曰く、「デモクラシーは、民衆(demos)の権力あるいは統治(kratos)であり、民衆に由来する権力ないしは統治によって構成され運営される政治体の理念を意味する。それが、デモクラシーの根の営みであり、根元ゆえに民衆の自治のネットワーキングこそが、デモクラシーの根の営みであり、根元そのものである。デモクラシーの制度と手続きがいかに立派なものであっても、それがこの根元から隔離され逸脱されている場合には、名ばかりのデモクラシーに堕してしまう」。中央から地方へ、官治から自治へという分権の大きな流れの中で、デモクラシーの根元をどう考えるのか。自治体を主軸としながら、市民生活の場としての地域から、民主主義の実践をどう作り上げて行くのかが問われているのだと思うのです。

(総合企画局企画部副主幹 太田直)

◇今号の特集は専門性が強いが読んでいるうちに興味深く、自分の仕事との共通性を見いだした。自らの技術と技能を磨きさまざま

な情報ネットワークをもとに着実に成

りあげてきたこと。その具体的な場

面として「ものづくり共和国」という言葉に

ひかれた。ものづくりに携わる人達の情報

交換の場づくりでは、共通の悩みや技術相

談、さらにいくつかの技術が集まつてくる。

相乗効果を生かして新たな挑戦の機運が盛

り上がりながらつくりあげていく健

康づくりをめざしたいと思っております。

(多摩区役所保健所健康課主査 小松章子)

○ボランティアを当たり前のこととして生活の一部に取り込んでいる若者は意外に多い。でも中高年はどうでしょうか。職場コミュニケーションなどぶりつき、多様な生き方に不慣れという方が多いのではないかでしょうか。「高齢社会を支えるのは高齢者」という日が到来するのも近いわけで、研修所でも個人の自主性、主体性を尊重しつつ、研修期間だけでなく、研修後も地域のなかでいきいきとボランティア活動ができ、市民性を高めていけるような仕掛けを考えています。まずは新任課長研修での導入を。市民としての自立が行政マンとしての自己をさらに豊かにしてくれることを信じて。

(総務局職員研修所副主幹 杉島洋子)

◇手の届くところまでやつてきた二世紀。川崎の経済と産業の今後における課題と方向性は、グローバルネットワーク、ヒューマンなネットワーク、環境調和型のまちづくり、分権型産業政策等々キーワードは多々あります。様々な視点から論ぜられる施策ではあります。長期不況、金融不安、産業の空洞化等の問題は今現在も避けて通れない問題でありますし、もちろん本市とも無関係ではありません。価値観の多様化ということが言られて久しい訳ですが、行政においても今までの価値観を思いきつて見直し、新しい価値観を様々な角度から議論を深めながら構築していくことがこれから施策に最も必要な事であると痛感しています。

(川崎市職員労働組合女性部長 田宮昌江)

◇季節の中で「春」が好きという人が、一番多いそうである。しかし、その春も以前と比べると何か短く感じられるのは、私だけであろうか。

寒さがいつまでも残り、逆に暑い夏日が急激にやって来る、不安定な春。どこか難しい局面を迎えている日本経済を見ているような気がします。気候温暖な春、雪が解け草木が一斉に芽吹き、巷では新しい門出を祝い、老いも若きも新たな気持ちでスタートする季節、それがあが、「春」と言うのなら、今回の特集も同じ日が到来するのも近いわけで、研修所でも個人の自主性、主体性を尊重しつつ、研修期間だけでなく、研修後も地域のなかでいきいきとボランティア活動ができ、市民性を高めていけるような仕掛けを考えています。まずは新任課長研修での導入を。市民としての自立が行政マンとしての自己をさらに豊かにしてくれることを信じて。

(財政局財政部財政課主幹 福田修)

◇日本の産業を支えてきた京浜工業地帯の中心である川崎臨海部の空洞化が予想以上に早いテンポで進んでいます。同じ課題を抱える東京都・品川区・大田区、神奈川県・横浜市、川崎市の関係自治体は、平成六年一月より共同して京浜臨海部再生の柱となる東海道貨物支線の旅客線化に向けて調査研究を始めて三年が経過しました。この取り組みは川崎市が首領をとり事務局として、各自治体間の調整やシンポジウムの開催、臨時列車の運行等のイベントを実施してまいりました。平成九年度で調査も一定の方向が出され、平成一年度からは次期運輸政策審議会での同路線の位置づけに向け、組織を改組するとともに事務局を県にバトンタッチし、関係自治体がより一層協力して取り組む予定とな

ります。

(川崎市職員労働組合女性部長 田宮昌江)

◇季節の中で「春」が好きという人が、一番多いそうである。しかし、その春も以前と比べると何か短く感じられるのは、私だけであろうか。

二世紀の早い段階に、川崎臨海部の再生と東海道貨物支線の旅客線化が実現されればと思っております。

(まちづくり局鉄道整備室主幹 若林康男)

◇その時々の状況による制約はあるとしても、市長選挙は四年に一度、市民による職員への勤務評定と考えています。今回は汚職事件を生み出したこの四年間の私たちの仕事ぶりに厳しい批判を受けたと思っています。ともあれ、高橋市政二期目を迎えました。選舉公約のうち新たに打ち出された「ことども権利条例」「市民健康の森」「斜面緑地の保存」に市民の期待が集まっているよう思います。「市民生活最優先」がスローガン倒れにならないよう、自戒をこめて頑張ります。今後ともご協力をお願ひします。

(総合企画局都市政策部長 峰岸是雄)

◇現在、本誌の発行部数は一千部です。全

て各課に一冊配布し、あと執筆者や他都市との資料交換用に送付し、残り二〇〇部程度を店舗で販売しています。

次号(五号)からは発行部数を一千部にし、全国販売ルートに乗せる予定です。さらなる誌面充実のため、いつぞうのご支援ご鞭撻をお願いします。

(総合企画局都市政策部主幹 大矢野修)

◇「川崎元気企業」新ものづくりベンチャーズの時代(川崎市産業振興財團編)が日本評論社から出版されました。石川、原田、鵜飼、川崎のものづくり現場に詳しい三人の教授が企画編集を行い、中小企業支援センターの木村雅光所長が中心となつて作業を進められたものです。この書には、高橋清市長が特別寄稿され、「かわさきアカデミー叢書」号といふ業績が与えられました。

「政策情報かわさき」とともに、川崎市の政策フロンティアとしての取り組みが全国に発信されることに胸の高鳴りを覚えます。

(総合企画局都市政策部主査 伊藤和良)

政策情報かわさき

第4号

一九九八年三月三日発行

編集・発行
川崎市総合企画局

都市政策部

〒210 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044-200-12168
FAX 044-211-8354

編集委員会

太田 昌江
小松 章子
杉島 洋子
峰岸 是雄
福田 修
若林 康男

一 投稿をお待ちしております

本誌は職員の皆さんが自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしております。(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にまとめて同部政策課題調査担当までお送りください。



川崎市総合企画局都市政策部